

# 区民委員会議案説明資料

令和4年6月27日

件名	頁
1 第47号議案 足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例	2
2 第48号議案 足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例	4
3 第49号議案 権利の放棄について	6

(地域のちから推進部)

# 第 4 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 2 7 日

件 名	足立区子ども未来創造館条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 7 年度から予定している大規模改修に向けて、指定管理者の指定に関する規定を整備する必要があるため、本条例を改正する。</p> <p><b>2 改正理由</b> 現在の指定管理期間が令和 4 年度で終了し、次の指定管理期間が大規模改修までの 2 年間のみとなり、初期投資や短期の人材確保が必要となる新規事業者による参入が困難であることから、公募によらない指定が必要となるため。</p> <p><b>3 改正内容</b> 第 1 9 条第 3 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場合を除き」を加える。</p> <p><b>4 新旧対照表</b> 別紙 1 のとおり</p> <p><b>5 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定を整備した後、選定審査会による審査を実施し、議会の議決により指定管理者を指定する。

足立区こども未来創造館条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙 1

改正前	改正後
<p>○足立区こども未来創造館条例 平成24年3月28日条例第32号</p> <p>第1条～第18条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条（1項、2項 省略）</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>別表第1～別表第3（省略）</p>	<p>○足立区こども未来創造館条例 平成24年3月28日条例第32号</p> <p>第1条～第18条（現行のとおり）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第19条（1項、2項 現行のとおり）</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認めた場合を除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>付 則（令和 年 月 日条例 号） <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第3（現行のとおり）</p>

# 第 4 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 2 7 日

件 名	<b>足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例</b>
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p><b>1 概要</b> 令和 7 年度から予定している大規模改修に向けて、指定管理者の指定に関する規定を整備する必要があるため、本条例を改正する。</p> <p><b>2 改正理由</b> 現在の指定管理期間が令和 4 年度で終了し、次の指定管理期間が大規模改修までの 2 年間のみとなり、初期投資や短期の人材確保が必要となる新規事業者による参入が困難であることから、公募によらない指定が必要となるため。</p> <p><b>3 改正内容</b> 第 1 4 条第 3 項中「ときは」の次に「、特別の事情があると認めた場合を除き」を加える。</p> <p><b>4 新旧対照表</b> 別紙 2 のとおり</p> <p><b>5 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定を整備した後、選定審査会による審査を実施し、議会の議決により指定管理者を指定する。

足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙2

改正前	改正後
<p>○足立区西新井文化ホール条例 平成5年10月26日条例第55号</p> <p>第1条～第13条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条（第1項、第2項 省略）</p> <p>3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>別表（省略）</p>	<p>○足立区西新井文化ホール条例 平成5年10月26日条例第55号</p> <p>第1条～第13条（現行のとおり）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第14条（第1項、第2項 現行のとおり）</p> <p>3 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、<u>特別の事情があると認められた場合を除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p><u>付 則（令和 年 月 日条例 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（現行のとおり）</p>

# 第 4 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 2 7 日

件 名	<b>権利の放棄について</b>
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館、多様性社会推進課、政策経営部区政情報課、産業経済部産業政策課
内 容	<p>区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、次のとおり返還請求の権利を放棄する。</p> <p><b>1 放棄する権利の内容</b></p> <p>図書館システムで管理している「返却期日から10年超過した資料」及び「返却期日から5年超過且つ督促先不明となった資料」に関する返還請求権</p> <p><b>2 債務者及び対象資料（対象資料については別紙3）</b></p> <p>足立区梅田在住者 外 418名（総計419名）</p> <p>（1）返却期日から10年経過 326名 884冊 1,144,147円 （貸出年：平成22年）</p> <p>（2）返却期日から5年経過且つ督促先不明 93名 336冊 495,448円 （貸出年：平成27年）</p>
今後の方針	「（仮称）未返却図書資料対策プラン」を策定し、未返却冊数の減少を図っていく。

## 1 権利の放棄に至った経緯

平成26年度監査において、貸出図書の長期未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。それを踏まえて督促強化を図り、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 督促を長期間行ったものや督促先が不明となったため返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

## 2 債務者及び対象資料

足立区梅田在住者 外 418名（総計419名）

区分	人数	冊数	金額	貸出年
①	326名	884冊	1,144,147円	平成22年
②	93名	336冊	495,448円	平成27年
計	<b>419名</b>	<b>1,220冊</b>	<b>1,639,595円</b>	—

- ※ ① 返却期日から10年超過  
 ② 返却期日から5年超過且つ督促先不明

## 3 権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

### (1) 資料種別内訳

資料種別	冊数	金額
一般図書	697冊	1,099,334円
映像資料	1冊	3,591円
音楽資料	12冊	26,229円
雑誌	72冊	46,004円
児童図書	438冊	464,437円
計	<b>1,220冊</b>	<b>1,639,595円</b>

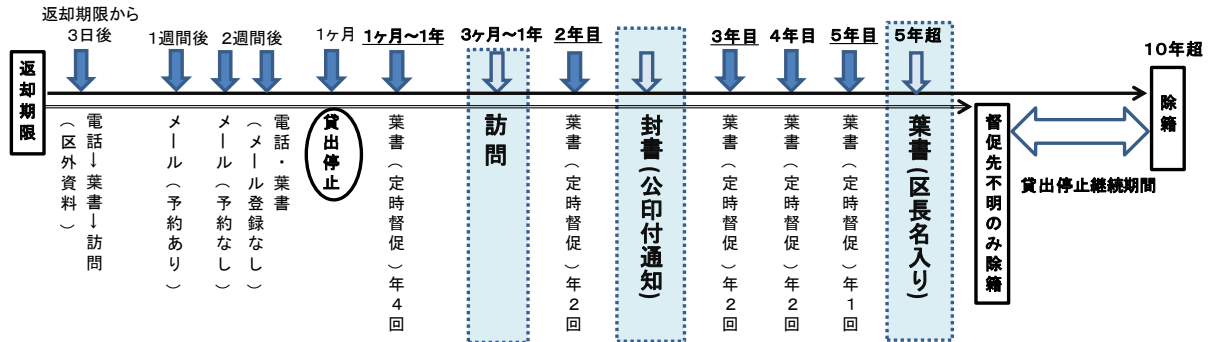
### (2) 受入金額別内訳

受入金額の範囲	冊数	金額
0円	112冊	0円
1～1,000円	397冊	296,387円
1,001～2,000円	579冊	801,163円
2,001～3,000円	75冊	187,039円
3,001～4,000円	28冊	97,587円
4,001～5,000円	6冊	26,838円
5,001～10,000円	19冊	145,347円
10,000円以上	4冊	85,234円
計	<b>1,220冊</b>	<b>1,639,595円</b>

#### 4 現在の督促方法及び実績

##### (1) 督促スケジュール

- ア メール 返却期日を1週間超過時点から開始
  - イ 電話 返却期日を2週間超過時点から開始
  - ウ 葉書 返却期日を2週間超過時点から開始
  - エ 訪問 返却期日を3ヶ月超過時点から開始
- ※ 区外から借りた資料については、返却期日3日超過時点から開始



##### (2) 訪問督促の実績

- ア 令和元年度からは、封筒への封入を継続するとともに、通知文に「返却期限を守ろう」をテーマに公募した標語を記載した。
- イ 令和3年度は、区職員が10年以内の区内在住の未返却者全てに訪問督促を行った。一人につき1回のみ訪問とした。不在の場合には、通知を封筒に入れて郵便受けに投函したことにより、外のチラシ等に紛れず目に留まるようにしている。

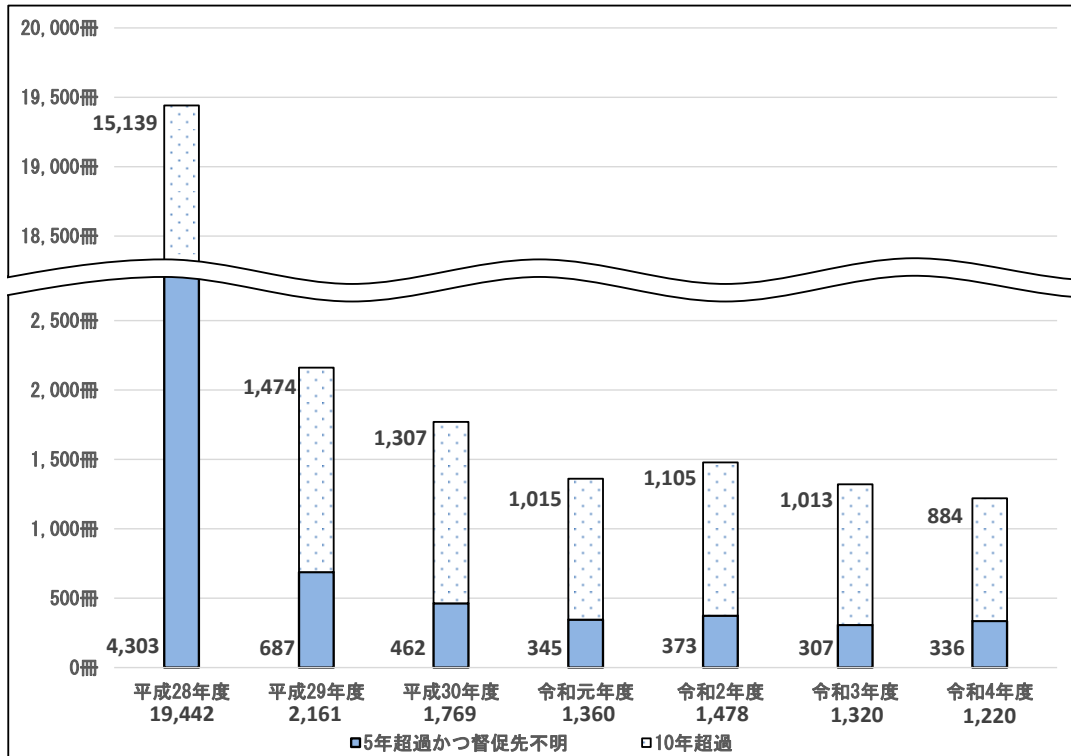
訪問督促後返却がない場合は、葉書等による督促を継続している。

	令和2年度		令和3年度	
	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	633人	2,298冊	1,052人	3,367冊
返却数	214人	819冊	260人	912冊
返却率	<b>33.8%</b>	<b>35.6%</b>	<b>24.7%</b>	<b>27.0%</b>

※ 返却率は3月末時点 (訪問実施期間は12～3月)



## 5 権利の放棄の件数の推移



【権利の放棄の対象となる冊数・人数・金額】

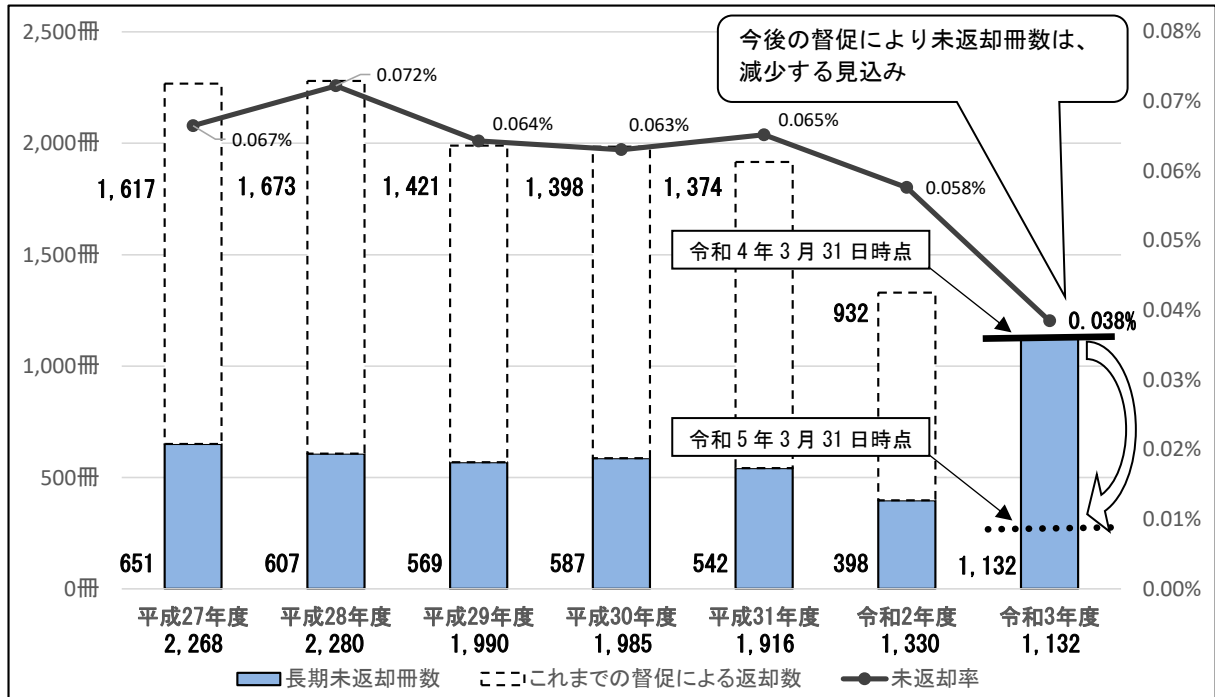
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
冊数	<b>19,442 冊</b>	<b>2,161 冊</b>	<b>1,769 冊</b>	<b>1,360 冊</b>	<b>1,478 冊</b>
	① 15,139 冊	① 1,474 冊	① 1,307 冊	① 1,015 冊	① 1,105 冊
	② 4,303 冊	② 687 冊	② 462 冊	② 345 冊	② 373 冊
人数	<b>7,347 人</b>	<b>875 人</b>	<b>703 人</b>	<b>568 人</b>	<b>549 人</b>
	① 5,851 人	① 616 人	① 545 人	① 430 人	① 420 人
	② 1,496 人	② 259 人	② 158 人	③ 138 人	② 129 人
金額	<b>25,617,829 円</b>	<b>2,790,943 円</b>	<b>2,210,210 円</b>	<b>1,667,301 円</b>	<b>1,813,867 円</b>
	① 20,152,422 円	① 1,941,179 円	① 1,637,839 円	① 1,212,229 円	① 1,321,470 円
	② 5,465,407 円	② 849,764 円	② 572,371 円	② 455,072 円	② 492,397 円

	令和3年度	令和4年度
	<b>1,320 冊</b>	<b>1,220 冊</b>
①	1,013 冊	① 884 冊
②	307 冊	② 336 冊
	<b>480 人</b>	<b>419 人</b>
①	379 人	① 326 人
②	101 人	② 93 人
	<b>1,563,444 円</b>	<b>1,639,595 円</b>
①	1,239,062 円	① 1,144,147 円
②	324,382 円	② 495,448 円

- ※ ① 返却期日から10年経過  
 ② 返却期日から5年経過かつ督促先不明

## 6 貸出年ごとの未返却冊数

(平成27年度から令和3年度までの累計 4,486冊)



※ 未返却率：未返却冊数（長期未返却冊数＋こここれまでの督促による返却数）÷貸出冊数